

第 5102 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 11月 6日 木曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 生産性向上設備投資促進税制の要件

Q：生産性向上設備投資促進税制を受けようと思っています。工業会から証明書を受ければ適用が受けられますか？

A：生産等設備を構成していないような場合は適用されませんので注意してください。

【解説】

生産性向上設備投資促進税制は、生産性向上設備等を取得して、これを事業の用に供した場合に適用される制度で、この生産性向上設備等とは、次の3つの要件を満たすものとされています。

- ①生産等設備を構成する一定の資産であること
- ②産業競争力強化法の生産性向上設備等に該当するものであること
- ③一定の取得要件を満たすものであること

したがって、この3つの要件の全てを満たさなければならないのですが、お尋ねの工業会からの証明書は、②の要件を満たすことの証明にはなりますが、①と③の要件を満たすものであることを証明するものではありませんので、この要件を満たしているかどうかを確認しなければなりません。

その設備が、生産等設備を構成していないような場合や生産等活動の用に直接供されていないような場合は、適用がありませんので注意してください。

